

国民健康・栄養調査作業標準化・精度管理の検討（第一報）

～マニュアル作成を見据えて～

○本武明子（日向保健所） 興柁郁子（都城保健所） 家弓和子（健康増進課）
片平久美 日高良雄（延岡保健所） 太田尾香代子（元延岡保健所）

1 はじめに

国民健康・栄養調査（以下、調査）は、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るため、健康増進法に基づき毎年 11 月に実施されるもので、国民生活基礎調査より設定された単位区から 300 単位区が無作為抽出される¹⁾。調査項目は身体状況調査、栄養摂取状況調査、生活習慣調査の 3 項目である。栄養摂取調査は、経年的に日本人の食事内容や食生活を比較するため、調査世帯が正確に食事量を計量することが重要である。

指定された単位区のある保健所は、保健所長等を班長とする調査班を編成し、医師、管理栄養士、保健師、臨床検査技師及び事務担当者等の調査員が調査の実施にあたることになる¹⁾。平成 21 年調査は、宮崎県内で 3 単位区、うち延岡保健所と都城保健所管内も各 1 単位区指定された。

今回、本調査を初めて担当し、調査を行うなかで、都城保健所調査担当と共に事務作業の標準化や調査世帯への対応、調査技術の精度管理、多職種連携の進め方について検討したので報告する。

2 取組み内容

1) 事務作業の標準化

調査地区の内定は、毎年 6 月中旬から下旬頃健康増進課より各保健所へ通知される。内定を受けてから一連の作業に取り組むことになるが今年度は、健康増進課が事務作業タイムテーブルを作成したことにより保健所が行う作業行程を把握することが出来、作業の見通しが立てられた。また、被調査者や関係者への発送文書については、調査地区指定を多く受けている都城保健所の助言を受け、各保健所共通で使用できる電子媒体を作成した。

2) 調査世帯への対応

調査世帯は、厚生労働省から通知される国勢調査区番号をもとに、市町村に出向き住民基本台帳と地図とを照らし合わせながら把握し、その後、直接地区を巡回して確認した。

また、調査地区の区長、班長、公民館長にの概要を説明し、調査を円滑に進めるためのキーパーソンを探ったり、身体状況調査会場については被調査者の利便性の良い施設を調べた。

調査世帯への説明は、「集団説明会」と「個別訪問」に分けられる。延岡保健所では、地区班長と協議した結果個別訪問とし、訪問日時については地区班長の協力を得て事前に回覧板等で広報した。

個別訪問においては、なるべく短時間で説明が終わるようにポイントを絞った文書を作成し、カラー印刷にて見やすさを工夫した（写真 1）。また、調査協力の返礼品は、栄養摂取状況調査協力を得やすくするため「キッチンスケール」を、また「手洗い励行」を勧める保健所らしさを出すために「ハンドソープ」にした。

3) 調査技術の精度管理

身体状況調査：保健師、雇い上げ看護師、臨床検査技師等へ、説明会を開催し、「血圧測定は右腕の上腕が原則で、測定前5分以上の心身の安静を」、「腹囲はへその高さ」、「運動習慣の定義」、「採血しにくい人への対応」等、国民健康・栄養調査が定めた調査手順を確認した。また、調査当日も再確認が出来るラミネートボードを作成した（写真 2）。

栄養摂取状況調査及び生活習慣調査：雇い上げ管理栄養士向けに、栄養摂取状況調査の聞き取り方法及び各調査票への記入方法の説明会を開催した。特に栄養摂取状況の聞き取りは、個々の管理栄養士の対応によって得られるデータが大幅に変動する可能性があるため²⁾、問いかける言葉を統一し、聞き取りのトレーニング集（独立行政法人国立健康・栄養研究所作成）にてグループワークを行い、技術の統一を図った。そして、身体状況調査と同じく、調査当日も再確認が出来るラミネートボードを作成した。また、調査世帯が管理栄養士の質問に対して答えやすいよう、既存のフードモデルの他、対象地区内にあるスーパーの許可を得て陳列されている食材の写真を撮り、聞き取り調査時に活用した（写真 3）。

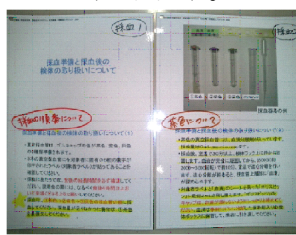
4) 多職種との連携

本調査は保健所管理栄養士が主たる担当になるが、保健所長等を班長にした班員（調査員）全員で行う業務であることを認識してもらうため、総務企画課を含めた説明会を開催した。また、真空採血管のラベル貼り等、事前準備に時間がかかる作業については、協力できる調査員全員で対応した。

身体状況調査をスムーズに進めるために、日ごろ事業所健診を行っている健康づくり協会に協力を要請し身長・体重・腹囲計測等で目隠しとなる用具（通称：ぱたぱた君）や案内板を借用した（写真 4）。



(写真 1)



(写真 2)



(写真 3)



(写真 4)

3 まとめ

今回、調査に携わりながら、作業の標準化・精度管理に視点を向けてきた。今後は、さらに検討を重ねて電子媒体のマニュアルを作成することで、どこの地区が指定されても、誰が担当しても、各保健所が均一した調査に臨める体制をつくる必要がある。

調査のマニュアルを作成することは、国民健康・栄養調査のみならず、平成 23 年度に実施予定の県民健康・栄養調査に活かす取組みであると考えている。

<参考文献>

- 1) 厚生労働省. 平成 21 年国民健康・栄養調査必携. 平成 21 年 8 月
- 2) 日本栄養改善学会. 食事調査マニュアル. 南山堂. 2008.7